

第16号議案

ふるさと加東応援基金条例制定の件

ふるさと加東応援基金条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

ふるさと加東応援基金条例

(設置)

第1条 ふるさと加東の活性化を応援するために寄せられた寄附金を活用し、地域資源や特性を活かした魅力あるまちづくりを推進することを目的として、ふるさと加東応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、前条の寄附金の額(寄附のあった年度の事業の実施に必要な財源に充てる額を除く。)の範囲内において一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、第1条に規定する基金の設置目的を達成するために必要があると認めるときは、予算で定めるところにより、基金に属する現金の一部又は全部を処分することができる。ただし、地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定する寄附に係る基金に属する現金の処分は、同号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第16号議案 要旨

ふるさと加東応援基金条例の制定（要旨）

1 制定理由

ふるさと納税寄附金の受入額が増加していること等を踏まえ、当該受入額を寄附者の意向に沿った事業の実施に必要な財源として積み立てることができるようにするため、ふるさと加東応援基金（以下「基金」という。）の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものである。

2 制定内容

- (1) 基金の設置目的を定めること。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額を定めること。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金の管理について定めること。（第3条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益の処理について定めること。（第4条関係）
- (5) 基金に属する現金の繰替運用について定めること。（第5条関係）
- (6) 基金に属する現金の処分について定めること。（第6条関係）

3 施行期日 公布の日